

平成30年度年間定期利用について（定期）

（指定管理者）一般社団法人筑紫野市体育協会

1. 参加資格

○団体登録されている団体

2. 定期利用にあたって

○前年度にキャンセルが多かったり、5名未満による利用や連絡のない不利用が多かった団体については、定期利用をお断りすることがあります。

○新規に定期利用を申請するにあたっては、次の条件が必要になります。

① 10か月以上の利用実績 ②月に2回以上の利用

③毎回5名以上の利用実績

○商行為や宗教的活動につながる利用はできません。

○希望どおりに利用できるとは限りませんので、ご了承下さい。

3. 提出書類

(1) 利用団体登録用紙・・・新規の団体（申請書、会員名簿、規約又は会則、決算書）
・・・継続の団体（申請書、会員名簿）

(2) スポーツ施設年間定期利用申込書(定期)

4. 申込み期間

12月20日（水）～1月12日（金） 勤労青少年ホーム受付窓口

ただし、土日祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

（内容確認のため、月～金、9～17時に提出してください）

5. 施設利用上の注意

○農業者トレーニングセンターと勤労青少年ホームについては、1日2時間の週3回までの利用とし、時間帯は9～11時、11～13時、13～15時、15～17時、17～20時（うち2時間）、20～22時です。

○筑紫テニスコート、山家テニスコートの利用時間はP10を参照してください。

※筑紫テニスコートは、毎週水曜日の9時～14時は整備の時間ですので利用できません。

○別紙の主催事業と個人利用に充てられた日程は利用できませんので、添付資料(P3～P4)でご確認ください。

6. 利用調整会議

○この会議で1週間の日程を決定しますので、会議には決定権を持っている方が出席してください。

○利用が重複している場合は、団体間での調整、または抽選による決定とします。

○欠席された団体については申し込みを取り消したものとみなします。

対象施設名	日時	会場
農業者トレーニングセンター	1月24日（水）19:00～	勤労青少年ホーム 2階集会室
勤労青少年ホーム	1月26日（金）19:00～	
筑紫運動広場テニス場 山家スポーツ公園テニス場	1月29日（月）19:00～	